

入者ニ配付スベシ

家計調査員市町村長ヨリ家計簿以外ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ運送ナク之ヲ家計簿記入者ニ配付スベシ

第四十四條 家計調査員ハ前條第一項ノ配付ヲ爲スニ

先豫メ家計簿ノ表紙ニ當該年月及家計簿記入者ノ調査番號ヲ記入スルノ外家計簿ノ裏表紙ノ裏ニ自己ノ氏名及住所ヲ記入スベシ

第四十五條 家計調査員毎月家計簿ヲ家計簿記入者ニ配付スルニ際シ必要アルトキハ家計簿記入ノ實績ニ微シ注意スベキ事項ヲ指示スベシ

第三節 家計簿ノ蒐集、検査及提出

第四十六條 家計調査員ハ毎月ノ家計簿ヲ翌月二日ヨリ五日迄ノ間ニ蒐集スベシ

第四十七條 家計調査員家計簿(主人用)以外ノ家計簿ヲ検査シ其ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ家計簿記入者ヲシテ訂正セシムベシ第三十條ノ規定ニ依リ市町村長ヨリ訂正ノ手續ヲ命ぜラレタルトキ亦同ジ

家計簿記入ノ文字不明ナルトキハ家計簿記入者ヲシテ淨書セシムベシ

農家家計簿及商家家計簿(主人用)ハ封緘ノ儘トス

第四十八條 家計調査員ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整理シ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補則

第四十九條 家計調査施行規則第二十六條ノ規定ハ本心得ニ之ヲ準用ス

附 則

集 報

第五十條 昭和十七年家計調査ニ限り第一條及第二十

條ニ於テ七月末日トアルハ八月十五日、第三條ニ於テ八月十五日トアルハ八月末日トス

四 看護
ノ如シ
第五 患者ノ移送
第四條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ助産ノ範囲左

一 分娩ノ介助

二 分娩前及分娩後ノ處置

三 看護

四 娠産婦ノ移送

第五條 前二條ノ看護又ハ移送ハ事業者ガ患者又ハ妊娠婦ノ爲必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ受ケシムルコトヲ得

第六條 醫療及助産(居宅ニ於ケル助産ヲ除ク)ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

居宅ニ於ケル助産ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ制限ヲ超過シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第七條 看護ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第八條 醫療又ハ助産ハ看護又ハ移送ノ場合ヲ除クノ外事業者ノ施設又ハ地方長官ノ指定スル醫師、歯科

醫師若ハ産婆ニ就キ醫療券ハ提示シテ之ヲ受ケシム
急迫ノ事情アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ノ指定セザル醫師、歯科醫師若ハ産婆ニ就キ

第五十一條 醫療保護法施行期日に關する勅令及

び同法施行令の公布

義に第七十六回帝國議會に協賛を經たる醫療保護法(昭和十六年三月五日)に就ては既に本誌第二卷第四號本

欄所載の如くであるが、同法の施行期日に關する勅令は同法施行令並に施行規則と共に昭和十六年八月九日付の官報を以て公布せられた。之を掲げれば以下の如くである。

醫療保護法施行期日ニ關スル勅令

(昭和十六年八月八日)
(勅令第八百十號)

醫療保護法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

醫療保護法施行令(昭和十六年八月八日)
(勅令第八百十一號)

第一條 (恩賜財團)濟生會ハ醫療保護法第三條ノ事業者トス

第二條 醫療保護法ノ附帶事業ノ種類左ノ如シ

一 長期患者ノ慰安事業

二 荷物品支給事業

三 巡廻看護事業

四 產婆又ハ看護婦ノ養成事業

第五條 其ノ他厚生大臣ノ定ムル事業

第三條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ醫療ノ範圍左ノ如シ

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

又ハ醫療券ヲ提示セズシテ醫療又ハ助産ヲ受クルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ指定セザル醫師、歯科醫師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助産ヲ受ケタルトキハ

第六條ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第九條 醫師又ハ歯科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ地方長官ノ指定シタル薬劑師ニ就キ薬劑ヲ受ケシム

第十條 醫療保護法第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ事業者又ハ市町村ノ負擔シタル費用ニ對スル國庫補助ハ各年度ニ於テ事業者ノ醫療及助産ニ要シタル費用並ニ市町村ノ方面委員ニ關シ支出シタル費用ヨリ其ノ年度ニ於テ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入及同法第二十三條ノ規定ニ依リ徵收シ又ハ償還セシタル金額ヲ控除シタル精算額ニ對シ之ヲ爲ス

前項ノ規定ニ依リ控除スベキ金額ガ其ノ年度ニ於ケル醫療及助産ニ要シタル費用並ニ方面委員ニ關シ支出シタル費用ノ額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ後年度ニ於ケル支出額ヨリ之ヲ控除ス

第十一條 事業者ノ經營スル施設ノ費用ニ對スル國庫補助ハ左ニ掲タル費用ヨリ其ノ費用ニ充ツベキ寄附金其ノ他ノ收入ヲ控除シタル精算額ニ對シ之ヲ爲ス一施設ノ創設費、改良費、擴張費及之ニ伴フ初度調辦費

二 事務費

施設ニシテ他ノ目的ニ利用シ得ベキモノニ付テハ前項ノ精算額ハ醫療保護法ニ依ル醫療又ハ助産ノ爲利用セラルベキ程度ヲ標準トシテ之ヲ定ム

第十二條 前二條ノ規定ハ道府縣ノ爲ス補助ニ之ヲ準

用ス

定ム

第十三條 醫療保護法第二十二條ノ規定ニ依ル國庫及道府縣ノ補助金ハ前三條ノ場合ニ於ケル控除額ニ之ヲ算入セズ

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ適用ス

附 則

第十五條 本令ハ醫療保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條 救護法施行令中左ノ通改正ス
第九條乃至第十一條、第十四條、第十五條及第十七條ヲ削除ス

第十六條中「醫療又ハ助産ヲ削ル
第二十一條中「第十五條」及「助産」ヲ削ル

第十七條 母子保護法施行令中左ノ通改正ス
第六條及第九條ヲ削除ス

〔參照〕
昭和六年八月一日公布 勅令第二百十一號救護法施行令抄錄

第九條 醫療ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ歯科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ歯科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル薬劑師ニ就キ薬劑ヲ受ケシム
第十條 助産ハ救護施設又ハ市町村長ノ指定シタル醫師若ハ産婆ニ就キ之ヲ受ケシム

第六條 醫療ハ市町村長ノ指定シタル醫師又ハ歯科醫師ニ就キ之ヲ受ケシム醫師又ハ歯科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ市町村長ノ指定シタル薬劑師ニ就キ薬劑ヲ受ケシム
急迫ノ事情アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ市町村長ノ指定セザル醫師又ハ歯科醫師ニ就キ醫療ヲ受クルコトヲ得
第九條 醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

第六條第三項ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得
第十四條 居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ

第一條 醫療保護法第四條ノ規定ニヨリ道府縣事業者

タラントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ厚生大臣ニ届出ヅベシ

一 事業施行ノ方法及收支豫算

二 診療所、產院等ヲ有スルトキハ其ノ名稱、種類、位置、規模、構造及經營方法

三 事業開始ノ豫定日

第二條 醫療保護法第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者事業者タラントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ厚生大臣ニ届出ヅベシ

第三條 醫療保護法第四條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者事業者タラントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ厚生大臣ニ届出ヅベシ

一 名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

二 會則其ノ他ノ約款

三 事業施行ノ方法及收支豫算

四 診療所、產院等ヲ有スルトキハ其ノ名稱、種類、位置、規模、構造及經營方法

第五條 事業開始ノ豫定日

事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

一 施設ノ名稱、種類、位置、規模及構造

二 施設ノ經營方法及收支豫算

三 施設開始ノ豫定日

第五條 事業者醫療保護法第七條第一項ノ規定ニ依リシ事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

一 附帶事業ヲ行ハントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具

二 附帶事業ノ種類及規模

三 附帶事業ノ施行方法及收支豫算

四 設備ヲ有スルトキハ其ノ名稱、位置、規模及構造

第五條 醫療保護法第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スキ

第六條 醫療保護法第八條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル文書ヲ以テ之ヲ爲スキ

ノトス

一 協議ヲ爲スベキ相手方ノ住所及氏名（法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名）

二 當該施設又ハ附帶事業ノ名稱、種類及位置

三 協議ノ時期

第七條 醫療保護法第八條第二項ノ規定ニ依ル決定ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

第八條 厚生大臣前條ノ規定ニ依ル申請書ヲ受理シタ

一 申請人及相手方ノ住所及氏名（法人又ハ團體ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名）

二 申請ノ目的及理由

第九條 事業者醫療保護法第六條第一項ノ規定ニ依リ施設ヲ經營セントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ

一 事業者醫療保護法第六條第一項ノ規定ニ依リ施設ヲ經營セントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ

二 休止ノ場合ニ在リテハ休止ノ期間

辯明書ヲ提出セシムルモノトス

施設又ハ附帶事業ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者アルトキハ厚生大臣ハ申請書ノ要旨ヲ其ノ者ニ通知シ期間ヲ指定シテ意見書ヲ提出セシムルモノ

トス

一 指定ノ期間内ニ辯明書又ハ意見書ノ提出ナキトキハ厚生大臣ハ申請書ノミニ依リテ決定ヲ爲スモノトス

副本ヲ送付スルコト能ハザルトキ亦同ジ

第九條 第六條第三號ノ協議ノ時期ヨリ一月ヲ経過シタル場合ニ於テハ第七條ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ナキトキト雖モ厚生大臣ハ協議ヲ爲スベキ當事者雙方及前條第二項ノ關係者ヨリ期間ヲ指定シテ意見書ヲ提出セシメ決定ヲ爲スコトアルベシ指定ノ期間内ニ意見書ノ提出ナキトキ亦同ジ

第十條 決定ニハ理由ヲ附ス

決定書ノ謄本ハ當事者雙方ニ之ヲ交付ス

決定ノ公示ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第十一條 事業者（醫療保護事業ヲ開始シタルトキ又ハ事業者ヲ除ク）醫療保護事業ヲ開始シタルトキ又ハ事業者施設若ハ附帶事業ヲ開始シタルトキハ直チニニノ旨事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ

第十二條 事業者（醫療保護法第三條ノ規定ニ依ル事業者ヲ除ク）醫療保護事業ヲ休止セントスルトキ又ハ事業者醫療保護事業ヲ變更シ、施設ヲ休止若ハ變更セントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ事業者附帶事業ヲ休止又ハ變更セントスルトキ亦同ジ

一 休止又ハ變更ノ理由

三 變更ノ場合ニ在リテハ變更セントスル事項

四 患者又ハ妊娠婦(以下被保護者ト稱ス)ノ處置

第十三條 事業者(醫療保護法第三條ノ規定ニ依ル事業者ヲ除ク)醫療保護法第九條ノ規定ニ依リ醫療保護事業ヲ廢止セントスルトキハ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ厚生大臣ニ提出スベシ

一 廢止ノ理由

二 施設又ハ附帶事業ノ設備ノ處置

三 被保護者ノ處置

第十四條 事業者施設又ハ附帶事業ヲ廢止セントスル

トキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ承認ヲ受クベシ

二 施設又ハ附帶事業ノ設備ノ處置

三 被保護者ノ處置

第十五條 事業者醫療保護事業 施設又ハ附帶事業ノ經營ニ必要ナル資金ヲ得ル爲寄附金ヲ募集セントス

ルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ事業經營地ノ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

一 事業者ノ住所及氏名(法人又ハ團體ニ在リテハ

其ノ名稱、事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)
二 事業成績ノ概要並ニ其ノ年度及前年度ノ收支狀況

三 事業計畫及收支豫算

四 寄附金ノ募集ヲ必要トスル理由

五 募集スペキ金額

六 募集ノ方法

七 募集ノ區域及期間

八 募集從事者ヲ置ク場合ハ其ノ住所、氏名、履職業

歴、募集擔當區域及報酬

前項ノ場合ニ於テ事業經營地ガ二以上ノ道府縣ノ區域ニ涉ルトキハ厚生大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者(當該事業ノ承繼者ヲ含ム)ハ募集ヲ完了シタルトキ、募集期間滿了シタルトキ又ハ募集ヲ中止シタルトキヨリ二週間以内ニ其ノ收支ヲ寄附

金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ニ報告スベシ

第十七條 第十五條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ寄附金ヲ募集シタル者(當該事業ノ承繼者ヲ含ム)ハ其ノ寄附金ノ處分ニ付左ニ掲タル事項ヲ具シ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ノ許可ヲ受クベシ

一 處分スベキ金額

二 處分ノ目的及方法
前項ノ規定ニ依リ寄附金ノ處分ニ付許可ヲ受ケタル者(當該事業ノ承繼者ヲ含ム)ハ其ノ寄附金ニ依リ得タルトキハ左ニ掲タル事項ヲ具シ寄附金募集ノ許可ヲ受ケタル官廳ノ許可ヲ受クベシ

二 居住地又ハ現在地

三 醫療又ハ助産ヲ受クベキ事由

市町村長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ醫療券ヲ交付スベシ

第十九條 醫療券ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 市町村長ハ被保護者ニ付醫療保護帳ヲ作成スベシ

醫療保護帳ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 左ノ場合ニ於テハ被保護者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

一 居住地又ハ現在地ニ異動アリタルトキ

二 世帯ノ構成ニ異動アリタルトキ又ハ收支ノ狀況ニ著シク異動アリタルトキ

三 醫療又ハ助産ヲ受クベキ事由消滅シタルトキ

被保護者死亡シタルトキハ同一世帯ニ在ル者ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ届出ヅベシ

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ被保護者ノ收容ノ委託ヲ受ケタル者ハ直ニ其旨收容ノ委託ヲ爲シタル事業者ニ報告スベシ

一 被保護者死亡シタルトキ

二 被保護者醫療保護法第十三條各號ノ一二該當ス

ト認メタルトキ

三 前二號ニ掲タル場合ヲ除クノ外醫療又ハ助産ノ廢止又ハ停止ヲ要スト認メタルトキ

四 第二十三條 左ノ場合ニ於テハ事業者(市町村タル事業者ヲ除ク)ハ直ニ其ノ旨市町村長ニ報告スベシ

一 施設ニ收容シ又ハ收容ヲ委託シタル被保護者死亡シタルトキ

二 醫療保護法第十三條ノ規定ニ依リ醫療又ハ助產

ヲ受ケシメザルトキ

三 前二號ニ掲タル場合ヲ除クノ外醫療又ハ助產ヲ

廢止又ハ停止シタルトキ

二十四條 事業者被保護者ヲ醫療保護法第十四條ノ

規定ニ依リ收容ノ委託ヲ爲シタルトキハ收容ノ委託

ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ求メ又ハ收容ノ

状況ヲ視察スルコトヲ得

二十五條 地方長官ハ其ノ指定シタル醫師、歯科醫

師、薬劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助產ニ關シ帳簿

書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徵シ又ハ説明ヲ求ム

ルコトヲ得

二十六條 地方長官醫療保護法第十七條ノ規定ニ依

リ醫療券ノ割當ヲ爲スニ當リテハ事業者ノ資力並ニ

施設及被保護者ノ状況ヲ考慮シ各事業者ニ付其ノ發

行セラルベキ地域及其ノ地域毎ニ發行セラルベキ數

ヲ定ムベシ

前項ノ地域ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都

市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市ニ在リテハ

區ノ區域ニ依ル

二十七條 事業者ハ其ノ發行シタル醫療券ヲ前條ノ

規定ニ依リ定メラレタル地域毎ニ關係市町村長ニ送

達スベシ

二十八條 醫療保護法第十八條第二項ノ規定ニ依リ

地方長官ガ市町村長ヲシテ行ハシムルコトヲ得ル事

務概ネ左ノ如シ

一 事業者、施設又ハ附帶事業ニ付必要ナル調査ヲ

爲スコト

二 醫療券ノ割當及發行ニ關シ必要ナル調査ヲ爲ス

三 事業者相互竝ニ事業者トノ聯絡ヲ圖ルコト
四 地方長官ノ指定シタル醫師、歯科醫師、薬劑師、
産婆及事業者相互竝ニ是等ノ者トノ聯絡ヲ圖ルコ

ト
第三十四條 醫療保護法第三十一條第一項ノ規定ニ依
リ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスル者ハ醫療保護法施
行ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ旨事業經營地ノ地方長
官ニ届出ヅベシ

第三十五條 醫療保護法第三十一條第二項ノ規定ニ依
ル認可申請書ニハ第三條第一號乃至第四號ニ掲タル
事項ヲ記載スベシ

第三十六條 救護法施行規則中左ノ通改正ス
第十一條 刪除

第三十七條 母子保護法施行規則中左ノ通改正ス
第八條 刪除

第三十九條 方面委員ハ左ニ掲タル事務ヲ行フベシ
一 市町村長ノ行フ認定ニ關シ必要ナル調査ヲ爲ス
コト
二 市町村長ノ行フ醫療券ノ交付ニ付之ヲ補助スル
コト
三 市町村長ニ對シ被保護者ノ状況ヲ通知シ且其ノ
醫療又ハ助產ニ關シ意見ヲ具申スルコト
四 前條各號ニ掲タル事項ニ付市町村長ヲ補助スル
コト

第五 醫療保護法第十六條ノ規定ノ適用ニ關シ市町村
長ニ意見ヲ具申スルコト

第三十條 醫療保護法又ハ本令ノ規定ニ依リ厚生大臣
ニ對シ認可若ハ許可ノ申請ヲ爲シ又ハ届出、報告其
ノ他書類ノ提出ヲ爲サントスル場合ニ於テハ事業經
營地ノ地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第十一條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、歯科醫
師、薬劑師又ハ産婆ニ就キ醫療又ハ助產ニ關シ帳簿
書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徵シ又ハ説明ヲ
求ムルコトヲ得

第三十一條 道府縣又ハ市町村醫療又ハ助產ノ費用ヲ
保護法施行規則抄錄

第三十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町
村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ、町村
長ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ適用ス

昭和十二年四月内務省令第五十四號母子
保育法施行規則抄錄

第八條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、歯科醫師
又ハ薬劑師ニ就キ醫療ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、
必要ナル報告ヲ徵シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

厚生省人口局の「結婚に於ける健康
問題の指導指針」の刊行

厚生省人口局に於ては國民優生に關する問題、所謂
「優生結婚」の問題に關し世上時に見受けられないでも